平成２４年（フ）第８３０号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目１番１―603号
債務者　山下　明美
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９３２号
札幌市中央区南５条西12丁目1299番地15　シルヴェール弐番館106号
債務者　高橋　勝己
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５２号
札幌市白石区菊水４条２丁目２番12―405号
債務者　大西　知則
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５６号
札幌市南区簾舞３条３丁目２番10号
債務者　佐藤　公江
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１４号
札幌市中央区南９条西９丁目２番11号　竹内マンション２号
債務者　加藤ノリ子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３０号
札幌市西区発寒15条３丁目１番３号　天狗ハイツ302号
債務者　本多　正子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５号
群馬県北群馬郡吉岡町大字南下859番地
債務者　笹沢　　香
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７号
群馬県前橋市柏倉町1111の５、住民票上の住所群馬県前橋市山王町１丁目１番地３　プレイス山王Ａ―205号
債務者　神澤美智子（旧姓植栗）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１８号
群馬県佐波郡玉村町大字下新田309番地１　斉藤アパート５号
債務者　新井　征治
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９号
群馬県佐波郡玉村町大字下新田309番地１　斉藤アパート５号
債務者　新井　静代
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９３号
群馬県高崎市上小鳥町444番地７
債務者　落合　紀子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２５０号
埼玉県三郷市采女１丁目113番地２　コーポ三郷采女303号
債務者　飯嶋由美子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３７４号
千葉市稲毛区稲毛東５丁目12番８号　コーポ藤井
債務者　加藤長四郎
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３８４号
千葉県市川市北方町４丁目1976番地５
債務者　羽田　百江
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３８７号
千葉県市原市今津朝山12番地４　サニーレジデンスＡ―103
債務者　井上　純江
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３９１号
千葉県八千代市勝田台北３丁目５番９号ハイツグレース102号
債務者　棚原明日香（旧姓亀井）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４１３号
千葉市若葉区東寺山町1050番地１フレンドハウス23Ｂ―201号
債務者　永戸　真美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４２１号
千葉県市原市五井5430番地市営若葉住宅３棟505号
債務者　今関　智美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係